

IMO(国際海事機関)の概要

1. 役割

- ・ 船舶の安全、船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連専門機関(1958年設立)。加盟国数 169カ国、香港等の3つの地域が準加盟。
- ・ これまで、船舶の構造設備の基準・船舶保安の確保等を定めた「海上人命安全(SOLAS)条約」、船舶の運航に起因する汚染防止のための「海洋汚染防止(MARPOL)条約」、国際航海に従事する船舶の出入港に関する手続きを簡易化する「国際海上交通簡易化条約(FAL条約)」等、59の条約を作成。その多くが発効。
- ・ 最近では、国連気候変動枠組条約から委託により船舶から排出される温室効果ガス(GHG)の削減に関する検討を行っており、また、ソマリア海賊問題に関するジブチ会合の開催及びジブチ行動指針の策定等の海賊対策でも重要な役割を果たしている。

2. 我が国との関係

- ・ 我が国は、IMO設立以来の理事国(全加盟国による選挙により決定。定数40カ国、任期2年)。理事国は事務局長選挙の選挙権を持つ。
- ・ 日本の分担金(2010年): 全加盟国中第9位(※)。上位はパナマ、リベリア等の便宜置籍国。日本は先進国ではトップグループの分担。
 - ※ 自国籍船舶腹量(内外航を含む100総トン以上の商船)及び国連分担金に応じ算定。
- ・ 主要な海運・造船国である我が国(※)は、IMO条約策定等の議論をリード。
 - ※ 日本はギリシャに次ぐ世界2位(15%の船腹量)の実質船主国であり、韓国と並んで世界シェア30%以上の船舶を供給する造船国。
 - ※ 日本の提案件数は世界で1番多い。過去5年間で381本の提案文書を提出。
- ・ 最近では、我が国は、シップリサイクル条約の策定を主導。また、IMOが創設したマラッカ・シンガポール海峡の安全確保のための「協力メカニズム」の中心支援国。